投資信託説明書（交付目論見書）
2024年5月1日

日興ワールド・トラスト
グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド

米ドル建クラス受益証券／円建（ヘッジなし）クラス受益証券

ケイマン籍／オープン・エンド型契約型公募外国投資信託

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- 日興ワールド・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドである日興ワールド・トラスト－グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド（以下「ファンド」ということがあります。）に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされておりますのでご留意ください。
- ファンドの名称につきまして、「日興ワールド・トラスト」を省略して表示されることがあります。
- また、EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はhttps://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/でもご覧いただけます。

- この交付目論見書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うファンドの米ドル建クラス受益証券および円建（ヘッジなし）クラス受益証券（以下、総称して「受益証券」といいます。）の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年1月31日に財務省関東財務局長に提出しており、2024年2月1日にその届出の効力が生じています。また、管理会社は、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2024年4月30日に財務省関東財務局長に提出しております。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。

重要事項

ファンドは、主に外国籍の投資信託への投資を通じて株式、債券およびデリバティブ商品等に投資しており、ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられた投資信託等が投資する株式、債券およびデリバティブ商品等の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動、金利や通貨価値の変動等の影響により上下しますので、これにより、投資元本を割り込むことがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「投資リスク」「管理会社および投資運用会社への依存」「時間外取引およびマーケットタイミング」「市場リスク」「流動性リスク」「投資先ファンドにおけるデリバティブ取引リスク」「信用リスク」「買戻しによる損失の可能性」「外国為替リスク」「他の投資先ファンドへの投資に係るパフォーマンス・リスク」「報酬の重層構造：他の投資先ファンドへの投資に関連する報酬」「利益相反」「運用リスク」「ヘッジ」などがあります。
また、ファンドの米ドル建クラス受益証券1口当たり純資産価格は米ドル建てで算出されるため、円貨でお受取りの際には為替相場の影響を受けます。
ファンド受益証券のご購入およびご換金（買戻し）が可能な日は限定されており、特定日のみご購入およびご換金（買戻し）が可能となります。また、ファンド受益証券のご購入およびご換金（買戻し）には事前のお申込みも必要です。
※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

■管理会社は…
SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

■投資運用会社は…
エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（スイス）エス・エイ

■投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込みは…
SMBC日興証券

補完書面掲載版

ファンド(注)の関係法人

管理会社	**SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ** ファンド資産の運営・管理、受益証券の発行、買戻しを行います。 1992年2月27日にルクセンブルグにおいて設立されました。 資本金は、5,446,220ユーロ(約8億8,910万円)(2024年2月末日現在)です。 (注)ユーロの円貨換算は、2024年2月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=163.25円)によります。 2024年2月末日現在、6本の投資信託を運営および管理しており、その純資産総額は3,612,867,028米ドル、2,250,435ユーロ、2,090,629,944,729円および13,999,188豪ドルの合計額です。
投資運用会社	**エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイ** 投資運用業務を行います。
受託会社	**ワールド・ファンド・リミテッド** ファンドの受託業務を行います。
サービス支援会社	**三井住友DSアセットマネジメント株式会社** ファンドに関する一定のマーケティングその他のサービスを提供します。
保管会社／ 管理事務代行会社	**SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社** ファンドの資産の保管業務および管理事務代行業務を行います。
代行協会員／ 日本における販売会社	**SMBC日興証券株式会社** 日本における代行協会員業務および受益証券の販売・買戻業務を行います。

(注)グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンドは、アンブレラ・ファンドである日興ワールド・トラストのサブ・ファンドです。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1つまたは複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指します。本書の中で用いるその他の用語の定義につきましては投資信託説明書(請求目論見書)をご参照ください。

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的および投資方針

ファンドは、主に、複数のヘッジファンドを中心に集中的に投資を行うポートフォリオを運用することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
ファンドは、主にCTA戦略やマクロ戦略等を採用する複数のヘッジファンドに投資を行い、ファンドの価格の変動性を抑えつつ投資機会を捉えることで、投資目的の達成を目指します。

■ファンドの特色

1 CTA戦略やマクロ戦略等を採用する複数のヘッジファンドに投資を行い、ファンドの価格の変動性を抑えつつ投資機会を捉えることで、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- ファンドでは、主に以下のヘッジファンド戦略に投資を行います。
  - ①CTA戦略とは、CTA(Commodity Trading Advisor=商品投資顧問業者)がコンピューター・プログラム等を用いて世界各国の取引所に上場されている先物取引等を行う戦略です。
  - ②マクロ戦略とは、世界各国の各市場の方向性を予想して収益の獲得を目指す戦略であり、世界各国の取引所に上場されている多種多様な現物証券、先物取引、為替取引などを活用します。
  - ③ボラティリティアービトラージ戦略とは、オプションの価値とボラティリティの関係に着目し、デリバティブ等を活用して収益の獲得を目指す戦略です。
  - ④テールヘッジ戦略とは、テールイベント(稀にしか発生しないものの、発生すると大きな影響のある事象)発生時の価格変動等に着目し、デリバティブ等を活用して収益獲得を目指す戦略です。
- 投資先ファンドでは各運用会社が独自の投資戦略により、世界各国の取引所に上場されている先物取引等の幅広い資産に投資し、買い建て、売り建ての両方のポジションを活用して機動的なポートフォリオの構築を行います。

2 ヘッジファンドへの投資に精通したエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイが、複数の投資戦略・優良なマネージャーを選定しポートフォリオを構築します。

- 投資先ファンドとその数および配分は、投資運用会社により決定され、投資環境や運用実績等に応じて見直されます。

3 「米ドル建クラス」と「円建(ヘッジなし)クラス」からお選びいただけます。

- 「円建(ヘッジなし)クラス」のクラスは、為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。円高時には為替差損が、円安時には為替差益が生じる可能性があります。

ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

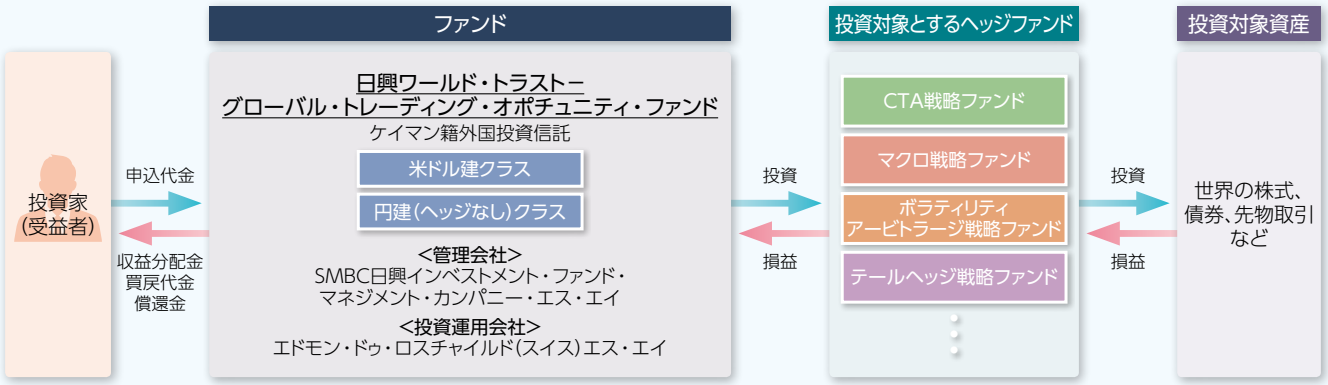

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

■主な投資対象

ファンドのポートフォリオは、主として、欧州委員会の指令に基づき規制を受ける譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)である投資先ファンドで構成されます。これらの投資先ファンドは様々な運用戦略、オルタナティブ戦略または目標リターンプロファイルを持つものとします(絶対的リターンを上げることを目指す投資先ファンドおよびヘッジファンドを含みますが、これらに限られません。)。かかる投資先ファンドは、あらゆる種類の証券(株式、債券(ゼロ・クーポン債、インデックス債または転換社債を含みます。)、ワラント、かかる有価証券のオプション、先物契約および先渡契約、コモディティ、短期金融商品またはかかる有価証券もしくは他の投資ビークルに投資する投資ビークルの投資証券もしくは受益証券を含みますが、これらに限られません。)の交換、買付、売却のほか取得、保有、処分および取引を行うことがあります。
UCITSファンド(上場投資信託(以下「ETF」といいます。)およびその他の上場投資ファンドを含みます。)に主として投資することに加えて、ファンドは、投資目的が上記に類似している非UCITSファンドに投資することがあります。ただし、非UCITSファンド(上場されていることもあれば非上場のこともあり、また非UCITSであるETFが含まれることがあります。)への投資は、一銘柄あたりファンドの純資産総額の10%を超えてはなりません。
ファンドは付随的に流動性資産を保有することができます。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され、一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で保有することができます。

■主な投資制限

ファンドに適用される主な投資制限は以下のとおりです。詳細は投資信託説明書(請求目論見書)をご参照ください。

① ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産価額を超えてはなりません。
② ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行ってはなりません。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に、かかる10%を超える場合はこの限りではありません。
③ ファンドおよび管理会社の運用する他の投資信託による保有が、一発行会社の議決権の総数の50%を超えることとなるような株式投資を行ってはなりません。この制限は、他の投資信託に対する投資には適用されません。
(注)上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。
④ ファンドは、その純資産の15%を超えて私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に投資しません。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準(随時改訂または修正されることがあります。)(外国証券の取引に関する規則)に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではありません。
(注)上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。
⑤ 投資対象の購入、投資および追加の結果、ファンドの資産額の50%超が、日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号(改正済))第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成することとなる場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行いません。
⑥ 管理会社がファンドの名において行う取引のうち管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害する取引は、すべて禁止されます。

ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、ファンドの資産からの支払またはファンドの受益証券の買戻しの結果としてファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにファンドの投資対象を売却する必要はありません。しかし、管理会社は、ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じます。

デリバティブ

ファンドは、効率的なポートフォリオ運用目的(ヘッジを含みます。)のためにデリバティブ取引またはその他の類似の取引を行います。投資運用会社は、デリバティブ取引またはその他の類似の取引のリスク・ウエイトがファンドの純資産総額の80%以内に留まるように、日本の金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額および基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」に定められる標準的方式を用いることにより、デリバティブ取引またはその他の類似の取引を管理します。疑義を避けるために付言すると、差金決済がなされない通貨先渡取引は、デリバティブ取引またはその他の類似の取引のリスク・ウエイトの計算からは除外されます。

信用リスク

(a)ファンドは、主としてUCITSに投資します。UCITSは、欧州の指令および規制ならびに特にリスク分散に関連するUCITSの規制に従います。ファンドは主としてその資産をUCITSに投資するため、また日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)が、「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および／または「デリバティブ等エクスポージャー」のうちの単一の発行体および／または取引相手方に対するエクスポージャー(以下「信用リスク」といいます。)に関して、UCITSに関する指令および規制はJSDAの外国証券の取引に関する規則に合致すると解していることから、管理会社は、JSDAの外国証券の取引に関する規則によるファンドの信用リスクに対するエクスポージャーはモニタリングされており、したがってファンドはJSDAの外国証券の取引に関する規則を遵守していると解しています。

(b)ファンドが投資することがある商品(UCITSを除きます。)に関して、ファンドは、その純資産の10%を超えて、単一の発行体または取引相手方が発行する以下の有価証券／カテゴリーのいずれにも投資してはなりません。

i. 株式等エクスポージャー(すなわち、投資信託の投資証券および受益証券／会社の株式)

ii. 債券等エクスポージャー(すなわち、有価証券(投資信託の投資証券および受益証券／会社の株式を除きます。)、金銭債権(先物為替取引等の取引またはその他のデリバティブ取引により生じる債権を除きます。)および匿名組合拠出持分)

iii. デリバティブ等エクスポージャー(すなわち、デリバティブ取引(先物等)またはその他の類似の取引(通貨先渡取引、貸付取引、借入取引およびレポ取引等)により生じる債権)

さらに、ファンドは、合計でその純資産の20%を超えて、単一の発行体または取引相手方が発行する上記の有価証券／カテゴリーに投資してはなりません。

上記iiiとして記載されるデリバティブ等エクスポージャーを計算する目的においては、以下に詳述される計算方法が採用されます。

差金決済がなされない通貨先渡取引のエクスポージャーは、取引の取引相手方に対するエクスポージャーとして計算され、以下の規定に従いその支払期日に応じて決定されます。

・120日以内に支払期日が到来する取引は、エクスポージャーがゼロであるものとして取り扱われます。

・120日より後に支払期日が到来する取引は、時価評価益の金額に相当するエクスポージャーを有するものとして取り扱われます。

金融デリバティブ商品(差金決済がなされない通貨先渡取引を除きます。)のエクスポージャーは、取引における有価証券の発行体および取引相手方に対するエクスポージャーとみなし、かかるエクスポージャーは、JSDAの外国証券の取引に関する規則に従って決定されます。

本(b)の制限を遵守するため、非UCITS(上場されていることもあれば非上場のこともあり、また非UCITSであるETFが含まれることがあります。)である投資先ファンドへの投資は、一銘柄あたりファンドの純資産総額の10%を超えてはなりません。

■分配方針

ファンドは各受益者に対し分配できますが、現時点において分配を実施する予定はありません。

■追加的記載事項

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資している投資先ファンドの概要は、以下のとおりです（2024年2月末日現在）。

投資対象の名称	GlobalReach Multi-Strategy ICAV - Graham Macro UCITS Fund Class J Platform Shares (USD)
運用会社の名称	MPMF Fund Management (Ireland) Limited
運用の基本方針	長期的な元本成長を目指します。
主要な投資対象	商品、通貨、債券、および株式／株価指数の4つの資産クラスに投資します。商品投資に際しては、仕組み金融商品に投資することがあります。各資産クラスには、直接投資もしくは上場先物、オプション、スワップ、店頭為替先渡契約などのデリバティブを通じて投資します。ファンドは投資戦略の一環として、各資産クラスにおいてショートポジションを取ることがあります。

投資対象の名称	Lumyna - Marshall Wace TOPS (Market Neutral) UCITS Fund - USD B (acc)
運用会社の名称	Generali Investments Luxembourg S.A.
運用の基本方針	主にグローバル株式への投資を通じて、一貫したプラスリターンの獲得を目指します。
主要な投資対象	株式およびデリバティブ取引に投資します。特定の国やセクターには着目せず投資し、レバレッジポジションの構築はデリバティブ取引のみを通じて行います。

投資対象の名称	Fulcrum Diversified Absolute Return Fund I USD Share Class (Acc)
運用会社の名称	ONE fund management S.A.
運用の基本方針	株式市場よりも低いボラティリティで、あらゆる市場環境下においてインフレ率を上回る絶対リターンを目指します。
主要な投資対象	株式、コモディティ関連商品、債券、現金に直接または金融派生商品を通じて投資します。

投資対象の名称	BlueBay Funds - BlueBay Global Sovereign Opportunities Fund I - USD
運用会社の名称	BlueBay Funds Management Company S.A.
運用の基本方針	インカムの創出および投資元本の成長によるリターンの獲得を目指します。
主要な投資対象	主に確定利付債券に投資します。新興国を含む各国の政府系機関により発行された債券に投資し、また純資産の50%を上限に投資適格未満の債券に投資します。メインランドチャイナへの投資は25%を上限に行います。米ドル建ておよび現地通貨建てを含む非米ドル建ての証券に投資します。

ファンドの目的・特色

投資対象の名称	Coremont Investment Fund-Brevan Howard Absolute Return Government Bond Fund Class AM (USD)
運用会社の名称	Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A.
運用の基本方針	直近の12ヶ月間において債券・株式市場との低い相関かつ安定した値動きを維持しつつ、プラスのトータルリターンを獲得することを目指します。
主要な投資対象	直接投資もしくはデリバティブに投資します。投資先の資産クラスには国債、また主要な国際的企業により発行された債券、政府系機関もしくはG10諸国の銀行により発行され、政府により保証されることで高い信用力を有する債券などその他債券を含みますが、それらに限りません。上記の証券を参照するデリバティブ（先物取引、先渡し取引、スワップ（キャップ、フロア、クレジット・デフォルト・スワップを含む）、オプションおよび差金決済取引）にも投資を行うことがあります。

ファンドの目的・特色

■運用体制

投資運用会社の運用体制は以下の通りです。

運用プロセス

●ヘッジファンドでは、類似の戦略を採用していても内容は千差万別であり、相場環境により全く異なるリターンとなる場合もあります。そのため、ポートフォリオのリターンを安定的にするには複数のヘッジファンドへの分散だけでなく、運用責任者の手腕やチームの分析力、適切なリスク管理など様々な項目を考慮したファンド選定が重要です。

ｉ）ファンド・セレクション・プロセス

セレクティング・プロセス

予備スクリーニング

▶ 経験豊富なアナリスト・チームが、約1万*のヘッジファンドのユニバースをスクリーニング。
＊世界の4,500の運用会社によって運用されており、運用資産残高は約3兆米ドル。

適合性評価

投資可能なユニバースはランク付けされ、経験豊富なアナリストが潜在的な候補を検討
+定量分析
(約300のヘッジファンズ)

▶ リサーチは、データベースや、他のマネージャーからの紹介など、幅広い情報から新しい投資アイデアを得て、投資運用会社の内部で実行。
▶ 投資チームは、予想される市場状況に照らして、アイデア／マネージャーの適合性を検討。
▶ 独自のツールを使用して、最初の定量フィルタを適用。

マネージャーへのインタビュー

レファレンス・チェック

+定性分析
(約150のヘッジファンズ)

▶ チームは年間約250回のマネージャーミーティング（オンサイト訪問を含む）と200回以上の電話会議
▶ 法律文書・行政文書のレビュー
▶ セレクション・コミッティのメンバーは、広範なコンタクトを利用して、マネージャーについてさらに情報収集。

セレクション・コミッティ

▶ セレクション・コミッティのメンバーは、予想される現在の市場状況に照らしてマネージャーの適性を評価。

さらに、すべての厳選されたファンドが投資として魅力的であり続けることを確保するため、徹底的なモニタリング・プロセスがこれらのファンドに適用されます。

ii）ポートフォリオ構築プロセス

ポートフォリオは上記のプロセスにおいて選別ファンドを統合することにより構築されます。ファンドの投資目的に従い、当該プロセスは、主に、CTA戦略やマクロ戦略またはボラティリティアービトラージ戦略にフォーカスされます。
ポートフォリオの構成は、定性・定量分析ならびに評価を用いて、投資運用会社により決定され、監視されます。

※上記の運用プロセスは2024年2月時点のものであり、将来変更される場合があります。
(出所)エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイ

投資リスク

■リスク要因

受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴います。投資を行おうとする方は、受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討するべきです。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資者は当初の投資額を回収することができない可能性があります。したがって、ファンドへの投資は、投下資本をすべて失うリスクを負担できる方のみが行うべきです。ファンドは、収益水準に関係なく各種の報酬と費用を支払う責任を負います。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に以下のものが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。詳細については、投資信託説明書（請求目論見書）の該当箇所をご参照ください。

ファンドのリスク

■投資リスク

ファンドが投資目的を達成できるという保証はありません。管理会社は、ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資者に対して推奨します。

■管理会社および投資運用会社への依存

ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、ファンドの投資ガイドラインの範囲内で信託財産の投資運用に完全な責任を負う管理会社の責任下にあります。管理会社は、その権限と責任を投資運用会社に委託し、投資運用会社は、ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有します。

■時間外取引およびマーケットタイミング

管理会社は、時間外取引もしくはマーケットタイミングまたはその他類似の取引類型を認めていません。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、一定の締切時刻以降に受領した注文を受け付けません。管理会社は、マーケットタイミング行為が疑われる者からの買付注文を拒否する権利を有します。

■市場リスク

ファンドが保有する有価証券の市場価格は、時として急激または想定外に騰落することがあります。証券市場全体または証券市場で代表的な特定の業種に影響を及ぼす要因により、有価証券の価格が下落することがあります。特定の企業と特に関連しない、実際の景気悪化もしくは景気悪化の認識、企業業績全体の見通しの変化、金利もしくは為替相場の変動、または投資家心理全般の悪化等の全般的な市況により、有価証券の価格が下落することがあります。有価証券の価格は、特定の一または複数の業種に影響を及ぼす要因（労働力不足または生産コストの増加および業種内の競争状態等）により下落することもあります。株式は、一般的に、債券よりも価格のボラティリティが大きいです。管理会社は、欧州証券市場監督局が推奨する転換アプローチに従って計算されるコミットメント・アプローチを適用します。コミットメント・アプローチは、金融デリバティブ商品のポジションを原資産の等価ポジションに変換する手法です。トータル・コミットメントは、ネッティングおよびヘッジの影響を考慮した上で、個々のコミットメントの絶対的価値の合計として定量化されます。さらに、十分なデータが入手可能になった時点で、管理会社は、バリュー・アット・リスクを算出することにより、通常の市況においてファンドが発生させるおそれがある潜在的な市場リスクによる損失を数量化します。

■流動性リスク

特定の状況下では、ファンドが取引を行う市場が流動性を失い、値付けされた価格で有価証券を取得し、または売却することが困難となることがあります。

ファンドは、純資産価額の計算頻度、および／または買戻日および／または買戻金支払手続が異なる投資先

ファンド（オルタナティブ・ファンドを含みます。）の受益証券または投資証券にも投資します。したがって、流動性が不足する可能性があり、流動性の不足により、原債務の支払い（買戻し）に遅延が生じるおそれがあります。買戻しに関する制限は、投資先ファンドのレベルで存在することがあり、かかる制限がファンドに影響を及ぼす可能性があります。また、一部の流動性の低い投資先ファンドについては、各評価日における直近の公式な純資産価額が入手できない場合があり、その結果、ファンドの純資産価額は、これらの投資先ファンドに係る純資産価額の見込額を用いて算出されることがあります。
管理会社は、ファンドの流動性の特性が基本信託証書または英文目論見書に規定される買戻方針に適合していることを確保します。流動性リスクは、資産および負債の両面から評価されなければなりません。

■投資先ファンドにおけるデリバティブ取引リスク
投資先ファンドは、有価証券の大規模な空売り、相当程度のレバレッジを用いた運用、ディストレスト証券および価格急騰銘柄への投資、ならびに金融商品の店頭取引および投機的取引（あらゆる種類の先物およびオプションならびに通貨契約を含みます。）を行うこともあります。このようなデリバティブ取引は、有利な投資結果が得られた場合はリターンを増加させることもありますが、一方で関連する投資先ファンドに多額の損失が発生し、ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

■信用リスク
ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率を通して分析されます。上記にかかわらず、信用リスクは、全体のリスク選好度に沿っていなければなりません。また、預託機関に対する投資後の信用エクスポージャーも存在しています。

■買戻しによる損失の可能性
受益証券の買戻しにより投資対象の現金化が必要とされることがあります。かかる現金化に起因してファンド（およびその残存する受益者）において、現金化がなければ生じなかったと思われる経費を負担する可能性があります。

■外国為替リスク
ファンドの資産の一部は、ファンドの基準通貨以外の一または複数の通貨に投資されることがあります。ファンドの基準通貨へのヘッジは行われないことがあり、投資者は、それに伴う外国為替リスクにさらされる可能性があります。また、外国為替リスクは、特定の通貨のオープン・ポジションまたは完全にヘッジされていないポジションに起因して生じます。かかるポジションは、業務運営の当然の結果として生じることがあります。外国為替リスクの主要因は、通貨価格の変動と国際金利の変動の相関関係が不完全であることにあります。

■他の投資先ファンドへの投資に係るパフォーマンス・リスク
ファンドは投資先ファンド（オルタナティブ・ファンドを含みます。）の受益証券または投資証券に投資するため、分散性が欠如することがあります。ファンドが投資する投資先ファンドのパフォーマンスの悪化は、ファンドのパフォーマンスの悪化につながります。

■報酬の重層構造：他の投資先ファンドへの投資に関連する報酬
受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、販売会社およびファンドのその他のサービス提供会社の費用および報酬のほか、ファンドは、ファンドの純資産の最大年率約2%の割合で、投資先ファンドがその資産から支払うことがある管理報酬、ならびにファンドの関係会社およびサービス提供会社であることもある投資先ファンドの関係会社および／またはサービス提供会社に支払われるその他の報酬および費用を按分して間接的に負担します。投資先ファンドにより潜在的なパフォーマンス報酬が支払われる場合があり、かかる報酬は、上記の管理報酬ならびにその他の報酬および費用に上乗せされることがあることにご留意ください。投資先ファンドが支払うパフォーマンス報酬（もしあれば）は、投資先ファンドの投資運用者にとっては、かかる投資運用者自身および投資先ファンドの投資者のためにより高いリターンを得ることを目的としてより高いリスクを取る動機となることがあります。ファンドが投資する一部の投資先ファンドは、かかる投資先ファンドの持分の買戻時に買戻手数料を請求

することがあります。ファンドがファンドの受益証券の大部分の買戻しを行う場合には、ファンドの受益証券の買戻しに応じるため、買戻手数料を請求する投資先ファンドの持分の買戻しをファンドが行うことが必要となる可能性があります。かかる投資先ファンドの買戻手数料は、上記の管理報酬ならびにその他の報酬および費用には含まれておらず、ファンドのパフォーマンスの悪化につながることがあります。

■利益相反

ファンドの資産の一部は、投資運用会社またはエドモン・ドゥ・ロスチャイルドの企業グループの他の事業体が特定の役割（管理会社、投資顧問会社、販売会社または当該金融商品に関連するその他の役割等）を担っている金融商品（投資ファンドを含みます。）に投資されることがあり、その結果、投資運用会社は利益相反のリスクにさらされる可能性があります。

■運用リスク

ファンドが保有している有価証券のファンダメンタルズ面の価値に関する投資運用会社の判断が誤りであることが判明することがあります。
ファンドの資産配分に関する投資運用会社の判断が誤りであることが判明することがあります。

■ヘッジ

ファンドはヘッジを行いますが、かかるヘッジが成功する保証はありません。

■その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）は適用されません。

■投資運用会社の投資リスクの管理体制

投資運用会社は、少なくとも月に1回、ファンドのポートフォリオおよびパフォーマンスをレビューし、ファンドが、資産クラス、投資テーマ、セクターおよび戦略への過度の集中ならびに選択ファンド間の過度の相関関係などの過剰なリスクを負担していないか、またはベンチマークと比較して不規則なパフォーマンスを示していないかを確認します。
適用法令の遵守、ファンドの投資制限は、投資運用部門から完全に独立したリスクマネジメント部門により、日次ベースでモニタリングおよびコントロールされます。
また、リスクマネジメント部門は、現金水準および資金の流入／流出をモニタリングし、リスクに関する手続きや、内部規制のフォローアップを行います。リスク・マネジメント・チームはまた、ファンドおよび投資先ファンドのレベルにおける市場リスクも監視します。ファンドにおける流動性リスクおよび潜在的な運用リスクも監視されます。
リスク委員会は、直近月の市場、流動性および運用の潜在リスクを確認するために、月次ベースで開催されます。
オペレーショナル・デュー・ディリジェンス（ODD）はエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループにより実施され、ODDチームはファンド運用部門からも独立しています。

（注）上記投資リスク管理体制は2024年2月末日現在の記載であり、今後変更となる場合があります。

■参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2019年3月から2024年2月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(ただし、ファンドは2020年12月16日に運用を開始したため、2021年11月以前の年間騰落率および2020年12月15日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されません。)。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの年間騰落率の比較

2019年3月から2024年2月の5年間(ただし、ファンドについては2021年12月から2024年2月)における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

米ドル建クラス

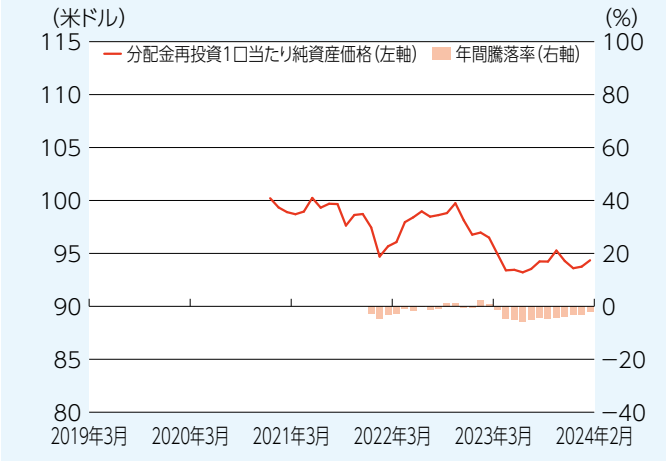

2019年3月～2024年2月

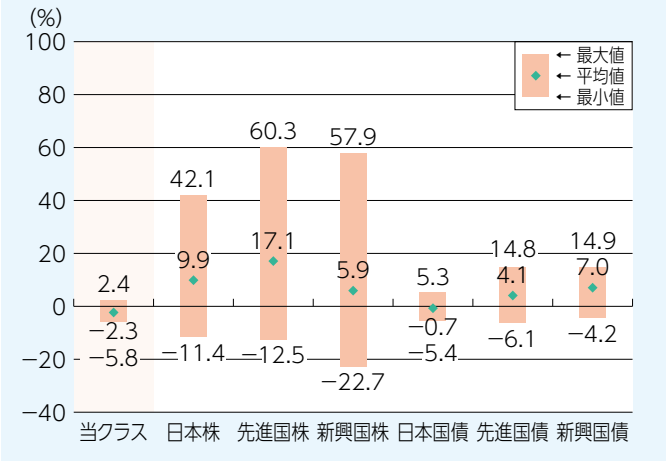

出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

円建(ヘッジなし)クラス

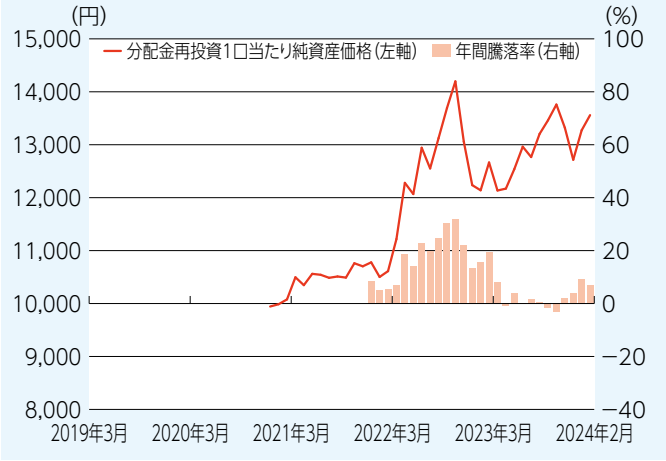

2019年3月～2024年2月

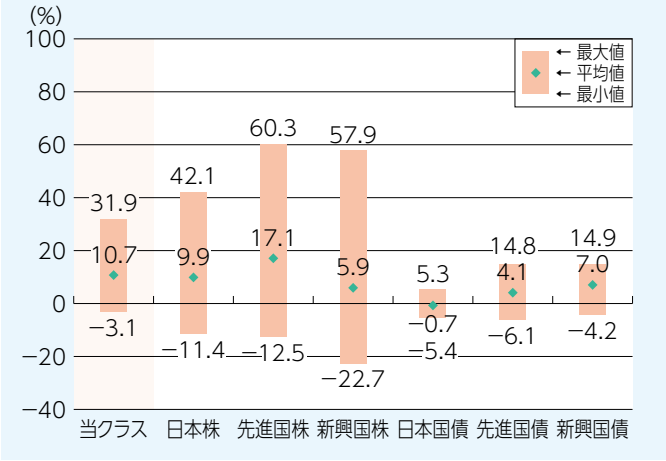

出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

投資リスク

（ご注意）
- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格はファンドの1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）
- ファンドの年間騰落率は、米ドル建クラス受益証券については米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。）
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数

  日 本 株……TOPIX（配当込み）
  先進国株……FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
  新興国株……S&P 新興国総合指数
  日本国債……ブルームバーグE1年超日本国債指数
  先進国債……FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
  新興国債……FTSE新興国市場国債指数（円ベース）
  （注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

運用実績

■投資状況

（2024年2月末日現在）

資産の種類	国・地域名	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	63.86
	ケイマン諸島	19.25
	アイルランド	15.06
	小　計	98.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.84
合計		100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

■投資有価証券の主要銘柄(上位10銘柄)

(投資信託)　（2024年2月末日現在）

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	GL REACH M ST GRAHAM MAC J USD ACC	15.06
2	LMY-MW TOP MKT NEUT B UCITS USD ACC	11.33
3	FULCRUM DIVERS ABS RET I USD ACC	10.95
4	BLUEBAY GLB SOV OPP I USD PERF ACC	10.87
5	COREMONT BRE HOW AB RT GV-AMUSD ACC	10.86
6	CAPULA VOLAT OPPR FD S150 APR22 USD	7.69
7	MULTIRNG-ONE RIV DY CONV C3 USD ACC	7.61
8	QUADRIGA INVESTORS IGNEO USD B ACC	6.60
9	LMY-MW SYSTM ALPH B UCITS USD ACC	5.49
10	JOHN STREET SYST - CL HV USD A ACC	5.12

■純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

（2020年12月16日(設定日)～2024年2月末日）

米ドル建クラス

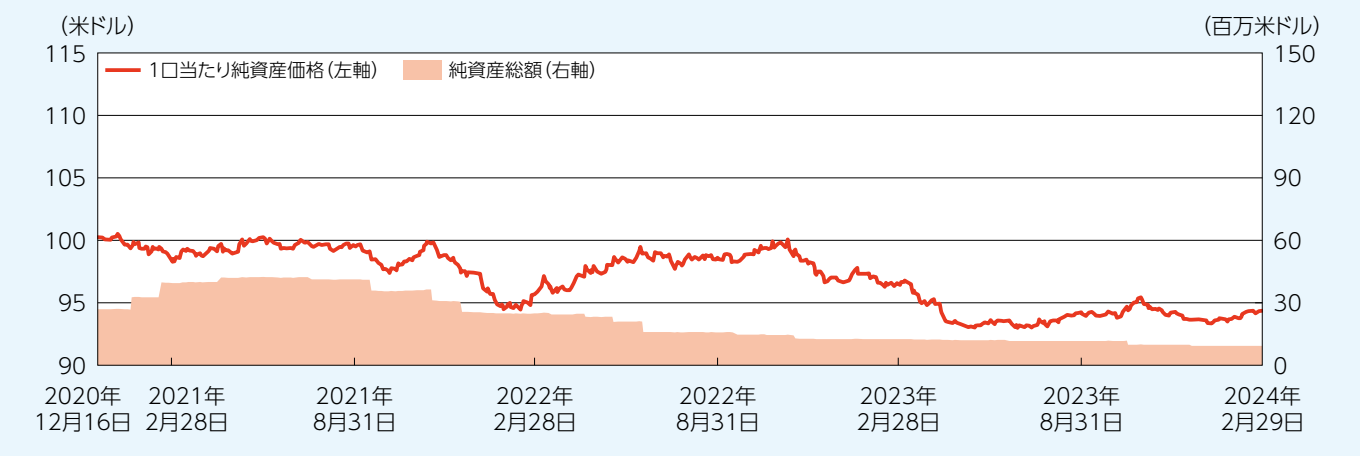

円建(ヘッジなし)クラス

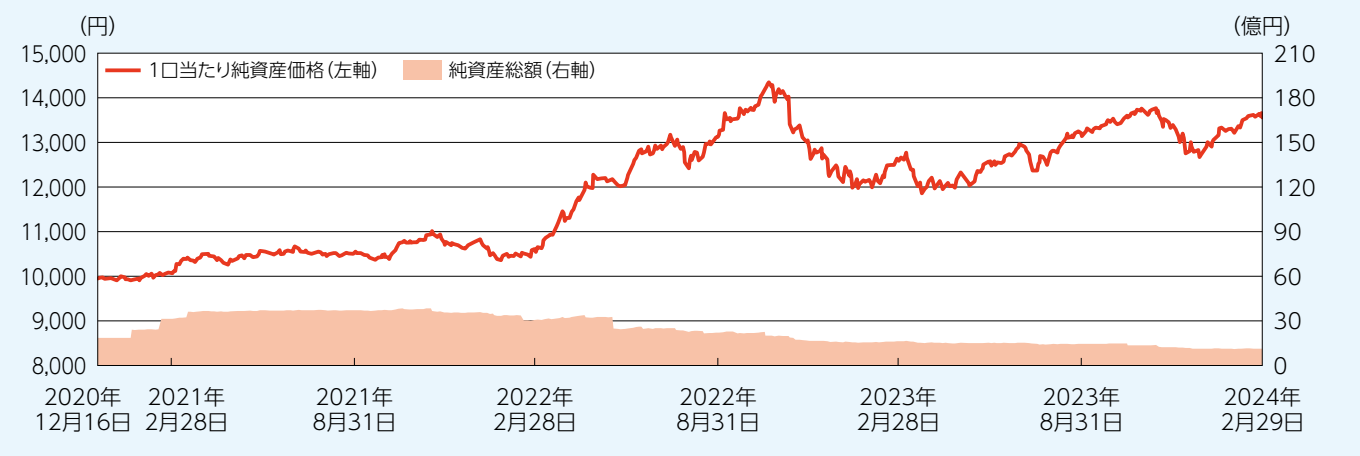

運用実績

■分配の推移

運用開始後2024年2月末日現在まで、分配の実績はありません。

■収益率の推移

米ドル建クラス

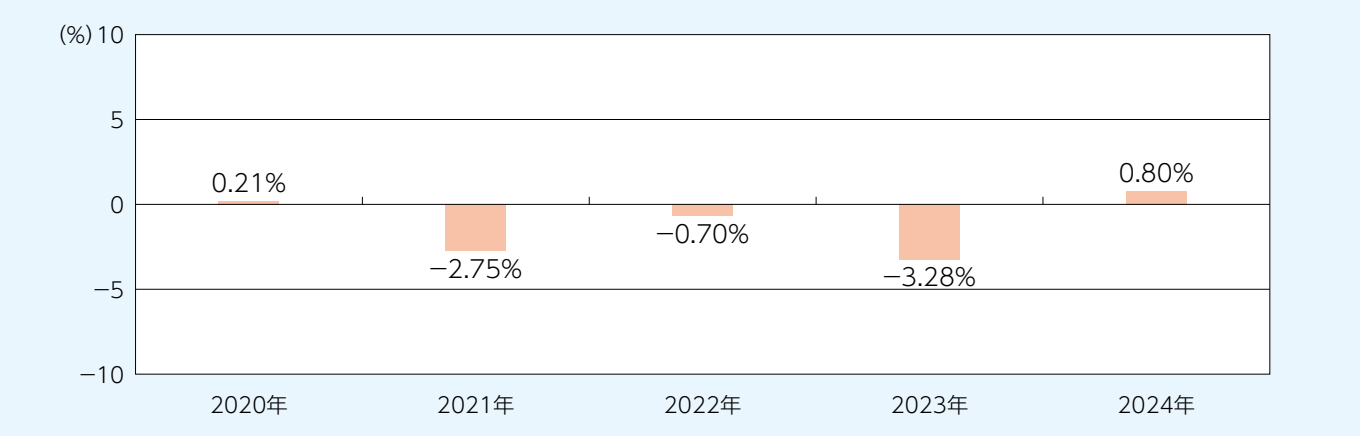

円建（ヘッジなし）クラス

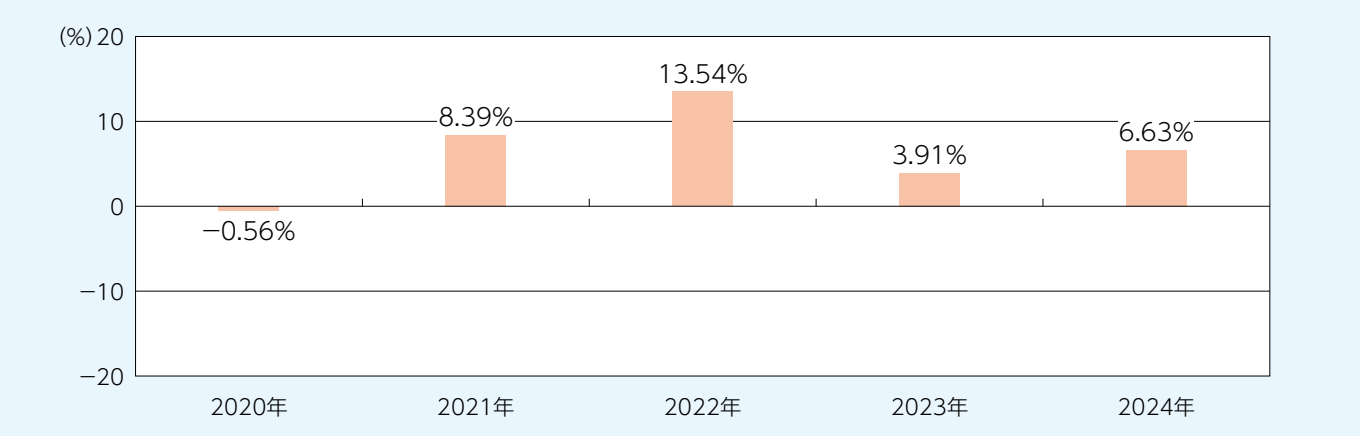

（注1）収益率（%）＝100×（a−b）／b
　　a＝ 各暦年末現在の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金（税引前）の合計額を加えた額）
　　b＝ 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし2020年については当初発行価格（米ドル建クラス：100米ドル、円建（ヘッジなし）クラス：10,000円））
（注2）2020年は12月16日（設定日）から12月末日まで、2024年は1月1日から2月末日までの収益率です。

ファンドにベンチマークはありません。

■運用実績の記載に係る注記事項

上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

手続・手数料等

■お申込みメモ

ご購入の申込期間	2024年2月1日(木曜日)から2025年1月31日(金曜日)まで (注1)ファンドは米国の居住者または法人、ケイマン諸島の居住者もしくは住所地を有する方(ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除きます。)に該当しない方に限り、申込みを行うことができます。 (注2)申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
ご購入(お申込)単位	500口以上1口単位。または管理会社および日本における販売会社が別途合意する場合には、それに従うものとします。 (注)2023年4月19日以降の発行日にかかる申込みに適用される最低申込口数は、1,000口から500口に変更されました。
ご購入(お申込)価格	発行日における受益証券1口当たり純資産価格 (通常、関連する発行日の翌営業日の日本における翌営業日に公表されます。) (注)「発行日」とは、各月の16日(もしくは営業日でない場合には翌営業日)、または管理会社が随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。 「営業日」とは、ルクセンブルグ、スイス(ジュネーブ)、ニューヨークおよびケイマン諸島における銀行が営業している日で、かつ日本において金融商品取引業者が営業している日(土曜日もしくは日曜日または12月24日を除きます。)、またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。 「計算日」とは、関係する評価日の翌営業日、または管理会社が随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。 「評価日」とは、毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。
ご購入(お申込)代金	日本における約定日(日本における販売会社が注文の成立を確認した日(通常、発行日の翌営業日の日本における翌営業日))から起算して日本における4営業日目までに申込金額および申込手数料をお支払ください。 (注)ご購入代金は、米ドル建クラスについては米ドルにより、円建(ヘッジなし)クラスについては日本円により、支払うものとします。
お申込締切時間	日本における申込受付時間は、原則として、発行日(各月の16日(もしくは営業日でない場合には翌営業日))の属する月の第2暦日(営業日でない場合には直前の営業日)の午後4時(日本時間)までとします。 なお、お申込期限までの日本における10営業日の間にお申込みを受け付けます。
ご換金(買戻)単位	1口以上0.001口単位(受益者が保有するすべての受益証券の買戻請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位)、または日本における販売会社が随時決定する単位
ご換金(買戻)価格	買戻日における受益証券1口当たり純資産価格 (通常、関連する買戻日の翌営業日の日本における翌営業日に公表されます。) (注)「買戻日」とは、各月の16日(もしくは営業日でない場合には翌営業日)、または管理会社が随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。
ご換金(買戻)代金	買戻代金の支払は、通常、日本における約定日(通常、買戻日の翌営業日の日本における翌営業日)から起算して日本における4営業日目に行われます。 (注)ご換金代金は、米ドル建クラスについては米ドルにより、円建(ヘッジなし)クラスについては日本円により、支払うものとします。
ご換金請求締切時間	日本におけるご換金請求受付時間は、原則として、買戻日(各月の16日(もしくは営業日でない場合には翌営業日))の属する月の第2暦日(営業日でない場合には直前の営業日)の午後4時(日本時間)までとします。 なお、ご換金請求期限までの日本における10営業日の間にご換金請求を受け付けます。
ご換金(買戻)制限	いずれかの買戻日におけるファンドに関する買戻請求通知の合計がファンドの純資産の30%または、管理会社がその絶対的な裁量により決定した割合を超える場合、管理会社は、投資運用会社と協議の上、管理会社が当該買戻請求通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日および／またはファンドの純資産価額の計算を延期することができます。疑義を避けるために付言すると、買戻日が延期された場合、管理会社は買戻代金の支払い要件を満たすに十分な資産を現金化し、できる限り速やかに買戻代金を支払うよう努力します。 純資産価額の算定が一時停止されている期間中は、受益証券の買戻しは行われません。

手続・手数料等

ご購入・買戻し 申込受付の停止	受託会社または管理会社は、ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の計算(および評価日の決定)、受益証券の発行、買戻し(または買戻日の決定)および買戻代金の支払い(仮に評価日または買戻日が延期または一時停止されない場合であっても)の全部または一部を、下記状況を含むあらゆる理由においてその単独の裁量により、延期または一時停止することができます。 ①その時点でファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。 ②緊急事態に該当すると受託会社または管理会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。 ③ファンドの直接または間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でファンドが直接または間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。 ④投資対象の取得または処分に伴う資金の送金が通常の為替レートで実行することができないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。 ⑤ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはファンドのその他の業務提供者に関連して、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために必要であると受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社が判断する期間。
信託期間	ファンドは、後記「繰上償還」に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2031年1月31日または管理会社と受託会社が日本における販売会社と協議のうえ随時決定するその他の日に終了する予定です。
繰上償還	ファンド(または場合によりトラスト)は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了します。 ①ファンド(または場合によりトラスト)の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社または管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合。 ②ファンドの純資産価額が、1,000万米ドルまたは管理会社もしくは受託会社が日本における販売会社と協議の上随時定めるその他の金額を下回り、管理会社と受託会社が、日本における販売会社と協議した上で、ファンドの終了を決定した場合。 ③基本信託証書の締結日(2009年3月18日)に開始し、同日の149年後に終了する期間が経過した時。 ④受益者が、ファンド決議(または場合により受益者決議)により終了を決定した場合。 ⑤受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しまたは任命を手配することができない場合。 ⑥管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しまたは任命を手配することができない場合。 ⑦受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了を決定する場合。
決算日	毎年7月31日
収益分配	ファンドは各受益者に対し分配できますが、現時点において分配を実施する予定はありません。
信託金の限度額	ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。
運用報告書	管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの計算期間終了後、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき運用報告書(全体版)および交付運用報告書を作成し、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければなりません。ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。
課税関係	課税上は、公募外国株式投資信託として取り扱われます。

その他	受益証券の取得申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。 信託証書の一方当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)の規制を受けていますが、ファンドは、ルクセンブルグの投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に服しておらず、ルクセンブルグ大公国におけるまたはルクセンブルグ大公国からの販売のための登録を行っていません。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督に服していません。ファンドの受益証券は、欧州連合に所在するいかなるタイプの投資家に対しても販売されません。ルクセンブルグ大公国の監督官庁を通じて行われる規制された投資信託の投資者の保護は、ファンドの投資者には提供されません。 外貨建投資信託の場合の適用為替レートについて 外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします。

手続・手数料等

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

ご購入（お申込）手数料

申込口数	申込手数料
1万口未満	3.30%（税抜3.00%）(注1)
1万口以上5万口未満	1.65%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	0.825%（税抜0.75%）
10万口以上	0.55%（税抜0.50%）

（注1）2023年4月19日以降の発行日にかかる申込みに適用される1万口未満の申込手数料率は、3.85%（税抜3.50%）から3.30%（税抜3.00%）に変更されました。
（注2）管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができます。
（注3）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。
（注4）上記申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価です。

ご換金（買戻）手数料　買戻手数料は課されません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドに係る報酬・費用等

ファンドの純資産価額に対して、**年率1.39%**および下記の**受託報酬**の合計額、ならびにその他の費用・手数料がファンドの資産より控除されます。また、ファンドは、下記の**投資先ファンドの費用**を間接的に負担します。

（内訳）

手数料等	報酬料率	対価とする役務の内容	支払時期
管理報酬	純資産価額の年率0.03%	ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務	各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされます。
管理事務代行報酬	純資産価額の年率0.08%（最低で年間12,500ユーロ）	ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務	
保管報酬	純資産価額の年率0.06%（最低で年間3,000ユーロ）	ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務	
代行協会員報酬	純資産価額の年率0.10%	目論見書、運用報告書等の販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務	
販売報酬	純資産価額の年率0.50%	受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務	
サービス支援報酬	純資産価額の年率0.12%	日本におけるサービス支援業務	
投資運用報酬	純資産価額の年率0.50%	ファンドに対する投資運用業務	四半期ごとに後払いされます。
受託報酬	純資産価額の年率0.01%（最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドル）	ファンドに対する受託業務	四半期ごとに後払いされます。
投資先ファンドの費用	・ファンドは、ファンドの純資産の**最大年率約2%**の割合で、投資先ファンドがその資産から支払うことがある管理報酬、ならびにファンドの関係会社およびサービス提供会社であることもある投資先ファンドの関係会社および／またはサービス提供会社に支払われるその他の報酬および費用を按分して間接的に負担します。投資先ファンドにより潜在的なパフォーマンス報酬が支払われる場合があり、かかる報酬は、上記の管理報酬ならびにその他の報酬および費用に上乗せされることがあることにご留意ください。 ・ファンドが投資する一部の投資先ファンドは、かかる投資先ファンドの持分の買戻時に買戻手数料を請求することがあります。		
その他の費用・手数料	設立費用、仲介手数料、その他の運営費用（監査人および法律顧問の報酬、保管料、適用法令に基づいて作成する報告書または書類を作成し、配布する費用等）がファンドにより支払われます。これらは運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことはできません。		

※上記手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金	
<個人のお客様に適用される税制>	・個人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。 ・受益証券の換金(買戻し)または償還に基づく損益は、個人のお客様について、換金(買戻し)時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%(所得税15.315%、住民税5%)が課せられます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。
<法人のお客様に適用される税制>	・法人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)。

- 上記は、2024年3月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

メ モ

（このページは目論見書としての情報ではございません。）

メ モ

（このページは目論見書としての情報ではございません。）

お申込手数料に関するご説明

＊当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%（税抜）の場合

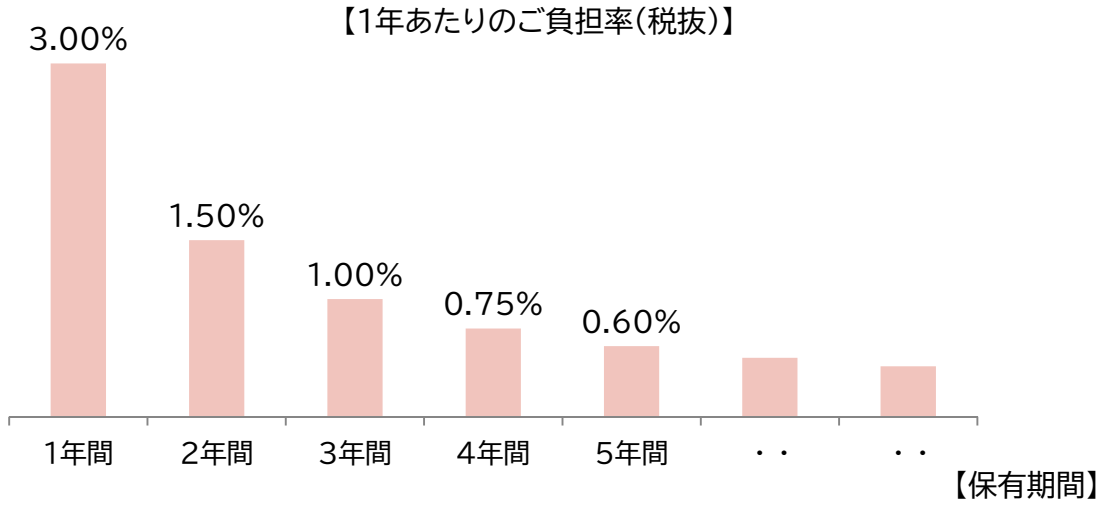

※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただかずに、解約・換金（買戻し）時に手数料（保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。）をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

【信託期間に関するご留意事項】

・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還（または延長）する場合もあります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご留意ください。

・ファンドの信託期間は投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

SMBC日興証券

目論見書補完書面（投資信託）

<コード0915、0916>

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。投資者の皆様がお取引される際には、あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	日興ワールド・トラスト－グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド
手数料など諸費用について	■ 申込時に直接ご負担いただく費用 申込手数料：**3.30%（税抜3.00%）を上限**に、お申込口数に応じて逓減料率を採用しております。 お申込手数料は、お申込金額（お申込口数×1口当たり純資産価格）に、お申込手数料率を乗じて次のように計算されます。 お申込手数料（税込）＝お申込口数×1口当たり純資産価格×お申込手数料率（税込） 例えば、1口当たり純資産価格100.00米ドルの時に1,000口ご購入いただく場合は、お申込手数料（税込）＝1,000口×100.00米ドル×3.30%＝3,300.00米ドルとなり、合計103,300.00米ドルをお支払いただくことになります。 ■ 換金時に直接ご負担いただく費用 買戻手数料：買戻手数料はありません。 ※詳しくは交付目論見書をご覧ください。
お申込単位	500口以上1口単位（新規・追加申込時とも） ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	1口以上1口単位 ※別に定める場合はこの限りではありません。
ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当社が行う 金融商品取引業の 内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社と投資者の皆様との間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書を原則として郵送または電子交付による方法により、投資者の皆様にお渡しいたします。
会社の概要 （2023年12月末日現在）	商号等　SMBC日興証券株式会社 登録番号　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2251号 本店所在地　〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1 加入協会　日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 指定紛争解決機関　特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター 資本金　1,350億円 主な事業　金融商品取引業 設立年月　2009年6月 連絡先　<お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250 （平日8:00～18:00 ※祝日・年末年始を除く） <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250 （平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く）

本商品は、SMBCグループのグループ会社であるSMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイが管理会社となっている商品です。

・本ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。取得制限の対象に該当する場合、お申込みを行うことができません。取得制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。詳しくは目論見書でご確認ください。

・外貨建て投資信託の場合、分配金・償還金は、変更のお申し出のない限り、あらかじめご指定いただいた円貨または外貨でのお受取となります。なお、あらかじめ外貨でのお受取をご指定されない場合は、円貨でのお受取となります。変更を希望される場合には、事前にその旨をご連絡ください。

※ただし、別途、契約等で取り決められている場合は、上記の限りではありません。

■お申込みは…

SMBC日興証券

※目論見書補完書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。
※当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。